

## 議題

1. 弁護士会の不祥事問題について
2. 弁護士会の研修制度について

東京弁護士会では、2004年度から、会の運営に市民の意見を反映させるため、市民から選ばれた10人以内の委員で構成する市民会議を設置している。

2013年度1回目となる第30回市民会議では、最初に「弁護士会の不祥事問題について」というテーマで、石本哲敏副会長の説明に続き、意見交換がなされた。次に、「弁護士会の研修制度について」というテーマで、相川泰男副会長、木原大輔弁護士研修センター嘱託、豊島國史同嘱託の説明に続き、意見交換がなされた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

## 1. 弁護士会の不祥事問題について

**紙谷：**市民窓口で苦情が来た際に軽くあしらわれたケースで、後から不祥事が問題になった場合には、端緒があったのに弁護士会が対応をとらなかったことについて、市民感情として問題を感じると思う。

また、依頼者の市民感情としては、「弁護士の先生」に苦情を言っているのかということで、なかなか苦情を言えないということもあるのではないかな。

高齢の弁護士との関係では、認知症あるいは高齢の鬱のために、端から見ていると弁護士を辞めて頂いた方が安全ではないかと思われるのに、ご本人をなかなか説得できないということで、問題が発生することもあると思う。その対応をどうするかが問題。

**後藤：**その問題の解決策としては、研修を義務づけて、研修を受けられない人はそれを理由に名簿の登載を外すのはどうか。

**岡田：**私の関わっている消費者センターでは、「弁護士にお願いをしたけれども報告がない」等の相談が来るので、弁護士会の市民窓口を紹介している。その中には、市民窓口で「法律相談に行きなさい」とか、「お願いをしている弁護士と話し合いなさい」と言われて戻ってくるケースもあるが、それでは何のために市民窓口を紹介したのかとってしまう。

消費者には、弁護士が使い込みをするという発想

ができない。市民窓口の担当弁護士が様々な角度から話を聞いて、プロとして察知する必要がある。

一般の方は、ダイレクトに市民窓口に行くことは少ない。市民窓口に来た人に、どこで市民窓口を知ったのかを聞くとよい。

地方に行くと、東京の弁護士が地方でクレサラ等の広告をしているのを見る。しかし、地方の人は、東京の弁護士会の市民窓口を知らない。したがって、市民窓口の広報は、全国的に行う必要がある。全国の消費者センターに、市民窓口の情報が行くようにして欲しい。

**後藤：**法律事務所の広告を見ていると、ひどいと思うものがある。これまで、そういう時に、どういうルートを通じればその広告を止めてもらえるのかわからなかったが、今日話を聞いて市民窓口に言えばいいということがわかった。

**紙谷：**市民窓口で直接苦情がいくより、弁護士会に苦情がいったら、その苦情が市民窓口に来るといってケースが多いのではないかな。

**岡田：**弁護士さんにそんなことを言っているのかどうかと悶々としていて、どうしようもなくなって、消費者センターにたどりついた人に、弁護士会の市民窓口を紹介するケースもある。

弁護士会に相談をすると対象弁護士に伝わってしまうのではないかと気にする方もいるので、消費者センターでは、「市民窓口で対応するのは、弁護士会の副会長などを行っている人だから、客観的に聞いてくれますよ」ということまで説明している。

**津山：**業務停止以上の懲戒処分の場合に記者会見をしているということだが、社会に知らせる、その結果の1つとして社会的制裁の意味が大きいので、その公表基準を下げてもいいかな。

また、事件を起こしてから処分を受けるまでの期間が長すぎるのではないかな。

弁護士の日常業務に第三者の目を入れることは不可能なのか。第三者の目が入れば、不祥事はかなり

## 市民会議委員 \*敬称略

阿部 一正 (日鉄住金総研株式会社相談役)  
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)  
紙谷 雅子 (学習院大学法学部教授)  
後藤 弘子 (千葉大学法科大学院教授)  
津山 昭英 (朝日新聞社ジャーナリスト学校校長)  
長友 貴樹 (調布市長)

防げると思う。

**阿部:** 弁護士の不祥事に対して、合理的な懲戒制度がなければ、依頼者からは弁護士が信用を得ることはできない。そして、合理的な懲戒制度を機能させるためには、問題となっている弁護士自身を取り調べて、事実をつまびらかにすることが必須である。従来はこのような手立てがきちんとしていなかったように思えるが、たとえば今度の「預り金等の取扱いに関する会規」に基づく調査では、預り金の通帳等の提出を求められた場合、調査を受ける弁護士が依頼者の意向にかかわらず、通帳等の提出を拒否することができなくなった。このような改善は弁護士の信用を高めるために、大変よいことである。

**長友:** 地方公共団体の職員は、法令遵守義務を宣誓した上で公務に就くので、高い倫理観が求められるが、それでも懲戒処分をしなければならないような不祥事は発生することがある。

調布市では、懲戒について、「標準例」と「公表基準」と「公表方法」を細かく定めている。「標準例」は、勤務態度不良、パワーハラスメントのような一般サービス規定違反、公金公物の取扱いに関する規定違反、公務外の非行などについて定めている。「公表方法」は、迅速に多くの人にわかりやすく知らせることが重要になっている。

地方公共団体の場合、上司も連座して処分をされるということになると、昇進や退職金等に響くので、上司が目を光らせてチェックして、多少は抑止力につながると思われる。弁護士の場合、職階制ではないので同列には扱えないが、不祥事があった場合に、弁護士会の役員や所属事務所の所長に何らかのペナルティが与えられれば、多少の抑止力にはつながるのではないかと。

## 2. 弁護士会の研修制度について

**長友:** 公的団体だけではないと思うが、組織の中で、

精神的に不安定な層が問題となっている。1つは、40代後半以降で、重い責任を持たされ、人生にも多少疲れてくる黄昏期。もう1つは、30歳の声を聞くかどうかの若年層で、心のバランスを崩す人が多くなってきている。

弁護士を増やして多くなりすぎたことで、同期の結束が希薄になるとか、就職・収入の問題で若いときからメンタル的な問題を抱える人が昔に比べて増えてきている。また、世代論的にいえば、縦関係にも横関係にも属さずに個で生きてきて、成績だけで社会的地位を得て、その重圧に耐えられなくなる人が増えている。

そういうことを考えると、研修制度を充実させることにより、単なる情報の収集だけではなく、副次的な効用として、その場での意見交換や同世代との関わりの中での悩みのなぐさめあいにもなるということを期待していると思う。

**後藤:** 新人だけでなく、一般の研修を義務化できないのか。大阪弁護士会では義務化しているのに、東京で義務化しなければ、差がつくのではないかと。

**紙谷:** アメリカの弁護士会では、研修をほとんど義務化している。しかし、弁護士会の大会の際に、保養地に行って遊んで、その前後で研修を3つくらい受ければよいという形をとっている。

オーストラリアの弁護士会も研修を義務化しているが、たとえば、東京にいる人でも、日本の法の話英語で2日くらい聞けば、それで認定されている。

だから、研修を義務化している場合には、東京弁護士会のような高いレベルの研修をしているわけではない。真面目にレベルアップをするための研修と、名目上受ける研修では、違いがある。

昨年と同じ研修を繰り返しても、昨年受けなかった人がたくさんいるので、問題ないと思う。むしろ、古い研修を一度聞いたからといって満足している方が問題だと思う。